

# 【長期収載品の選定療養費について】

2024年の診療報酬改定により、10月から長期収載品の選定療養の制度が開始されます。この制度は、患者さまのご希望を踏まえて長期収載品を処方した場合に、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者さまにご負担いただくものです。ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合は対象外となります。ご不明な点はお相談ください。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。